

確定申告

確定申告が必要な人

- 事業・不動産・譲渡などの所得があり、所得の合計額が所得控除の合計額を超える人
- 給与収入が2,000万円を超える人
- 給与所得があり、給与所得・退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人
- 2カ所以上から給与をもらっている人 など

※公的年金の収入額が400万円以下で、それ以外の所得の合計額が20万円以下の人は、所得税の還付を受ける場合を除き、確定申告は不要です。
 ※会場では原則、自分のスマートフォンで申告します。e-Taxを利用した申告は、自宅などでも行えるため便利です。
 ※確定申告書等の作成は、右のQRから。



確定申告 市・県民税申告

正しく
早めに

2/17 ~ 3/17 月 月

土・日曜日、祝日を除く

◎確定申告について 島田税務署 ☎37-3121
 ◎市・県民税申告について 課税課 ☎36-7140

ところ/地域交流センター^{ほほろ} 多目的ホール 開設時間/午前9時～午後5時(受付終了:4時)

期間中は、税務署・市役所で申告の相談は受け付けていません。

市県民税

市・県民税申告が必要な人

- ▶令和7年1月1日現在、市内に居住し、次のいずれかに該当する人(原則、確定申告をする人を除く)
- 事業・不動産・その他の収入(太陽光発電による売電収入や内職収入など)があった人
- 社会保険料控除や生命保険料控除、医療費控除など各種控除を追加で申告する人
- 年末調整をした上で、給与所得または公的年金等以外の所得が20万円以下の人 など

住民税試算システムで申告書が作成できます

所得の状況などを入力することで、申告書の作成・税額・ふるさと納税の限度額を試算できます。
【郵送による申告書の提出】
 郵送で申告書を提出する場合は、記入漏れが無いことを確認し、添付書類(源泉徴収票・各種控除証明書など)とともに、課税課宛てにお送りください。
 〒427-8501 (住所記載不要) 課税課 市民税担当宛



住民税試算システム

入場整理

会場に入るためには、入場整理券(オンライン事前発行または当日配布)が必要です

- オンライン事前発行分は、国税庁LINE公式アカウントから取得できます。(市・県民税申告を除く)
- 当日配布分は会場で配布します。(枚数に限りあり)
- 入場の際、LINEで表示される「事前発行受付完了」

画面または当日配布した入場整理券を確認します。
 ○入場整理券には、会場への入場時間が記載されています。必ず指定時間に、会場へお越しください。なお、会場の混雑状況により、指定時間どおりに案内できない場合があります。



国税庁LINE

住宅控除

税務署主催 住宅借入金等特別控除説明会

▶新たに住宅借入金等特別控除を受ける人を対象とした説明会です。ご自身のスマートフォンで申告書の作成から提出まで行いますので、必ず必要書類をお持ちください。
 とき/2月13日(木)・14日(金)

ところ/地域交流センター^{ほほろ} 多目的ホール
 開設時間/午前9時～午後5時(受付終了:4時)
 ※必要書類は、国税庁のホームページでご確認ください。
 ※入場整理券(当日配布または事前発行)が必要です。
 ※詳しくは、島田税務署までお問い合わせください。

出張相談

【完全予約制】出張申告および税理士による無料税務相談所(金谷会場のみ)のお知らせ

▶相談内容が複雑な場合(譲渡所得や収入金額などが高額な人)や贈与税の申告を除きます。
 とき・ところ
 ◎2月25日(火)・26日(水) 川根支所 大会議室(2階)
 ◎2月27日(木) 金谷公民館みんくる 集会室(2階)
 ※時間はいずれも午前9時30分～午後3時30分(26日(木)は正午まで)
 予約受付/1月31日(金)～2月14日(金)(先着順)

予約方法(受付時間)

- ①インターネット(原則、24時間受け付け) QRから、予約フォームへ
 ※1月31日(金)午前9時から開始。
 2月14日(金)午後5時まで。
- ②電話で課税課へ(午前9時～午後5時)
 ○夜間・休日や受付開始前の受け付けはできません。
 ○予約開始日は、電話がつながりにくくなります。あらかじめご了承ください。
 持ち物/4ページに掲載している持ち物



電子申請

【長寿介護課からのお知らせ】

◎長寿介護課 ☎34-3294

医療費控除

▶6カ月以上寝たきりの人のおむつ代医療費控除は、主治医が発行する証明書が必要です。なお、長寿介護課の確認書で対応可能な場合がありますので、お問い合わせください。

障害者控除対象者認定書

▶介護認定を受けている65歳以上の人は、「障害者控除」の対象となる場合があります。
 ※詳しくは、右のQRからホームページをご覧ください。または、長寿介護課まで電話でお問い合わせください。



ホームページ

【所得税の申告書を書面で提出する場合】

〒430-8584 浜松市中央区中央一丁目12番4号
 浜松合同庁舎 名古屋国税局業務センター 浜松西分室 宛
 ※マイナンバーの記載、本人確認書類の写しが必要。

【申告・納税期限】

- 所得税、復興特別所得税、贈与税は、3月17日(月)まで。
- 個人事業主の消費税と地方消費税は、3月31日(月)まで。

【島田税務署での申告相談(要予約)】

◎島田税務署 ☎37-3124

とき/①2月14日(金)まで ②3月18日(火)～
 ※土・日曜日、祝日を除く。
 予約方法/電話で島田税務署へ
 ※2月10日(月)～14日(金)の相談は、国税庁公式LINEアカウントからも予約が可能です。

持ち物	※収支内訳書、青色申告決算書、医療費の明細書は、あらかじめ作成してください。	
令和6年中の収入が分かる書類/各種源泉徴収票の原本・収支内訳書・青色申告決算書など	<input type="checkbox"/>	寄附金(ふるさと納税など)控除を受ける人/寄附先と寄附額を証明する書類 <input type="checkbox"/>
納付証明書/国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料など	<input type="checkbox"/>	税務署からのハガキまたは令和7年度市民税・県民税申告書 ※前年の控えがあると便利です。 <input type="checkbox"/>
控除証明書/生命保険料、地震保険料など	<input type="checkbox"/>	申告者・扶養親族のマイナンバーカードか通知カード <input type="checkbox"/>
配偶者や扶養親族の所得が分かる書類	<input type="checkbox"/>	手続きをする人(来場する人)の公的身分証明書 顔写真あり/運転免許証・パスポートなど1点 顔写真なし/キャッシュカード・年金手帳など2点 <input type="checkbox"/>
障害者控除を受ける人/該当者の各種障害者手帳、障害者控除対象者認定書など	<input type="checkbox"/>	※1 世帯外の人が代理で申告する場合/委任状 <input type="checkbox"/>
雑損控除を受ける人/災害関連支出の領収書、保険金などの金額が分かるもの、(り(被)災証明書など	<input type="checkbox"/>	※2 スマホ申告に必要なもの/スマートフォンとマイナンバーカード(2種類の暗証番号) <input type="checkbox"/>
医療費控除を受ける人/医療費控除の明細書、医療費通知(領収書の添付は不可)など	<input type="checkbox"/>	所得税の還付を受ける人/預金口座番号(申告者本人名義)の分かるもの <input type="checkbox"/>

※1は、市・県民税を申告する場合のみ必要。

※2は、所得税を申告する場合のみ必要。